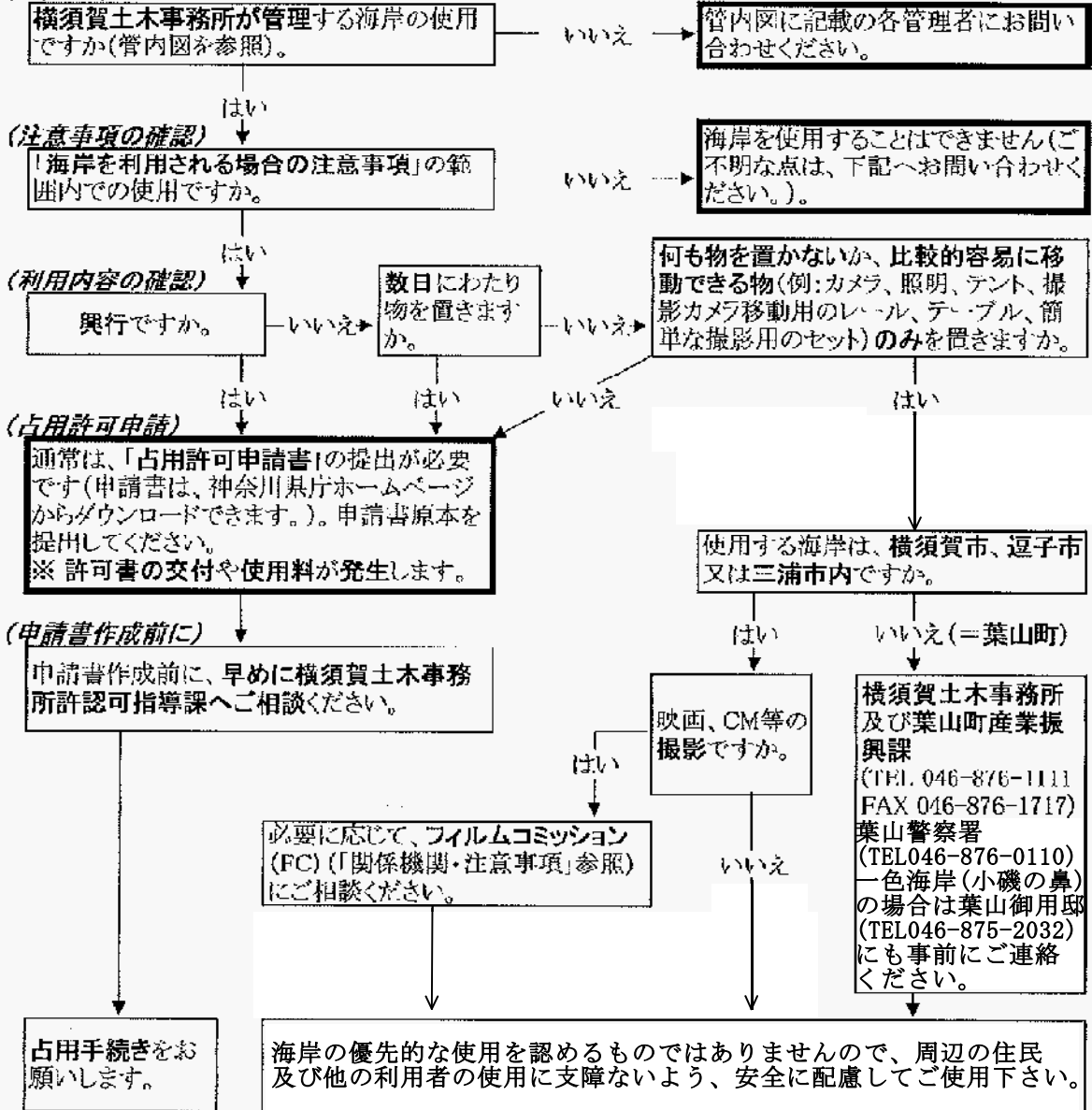


海岸で撮影、興行等を行う場合のお願い(神奈川県横須賀土木事務所)

三浦半島は海に囲まれた自然豊かな場所として、多くの方に親しまれております。横須賀土木事務所が管理する海岸の利用にあたっては、次のフローチャートに基づき手続きを行ってください。美しい海岸の保持に努めていただくとともに、使用場所周辺の住民及び一般利用者等に迷惑をかけないように、節度ある利用をお願いします。

(スタート)



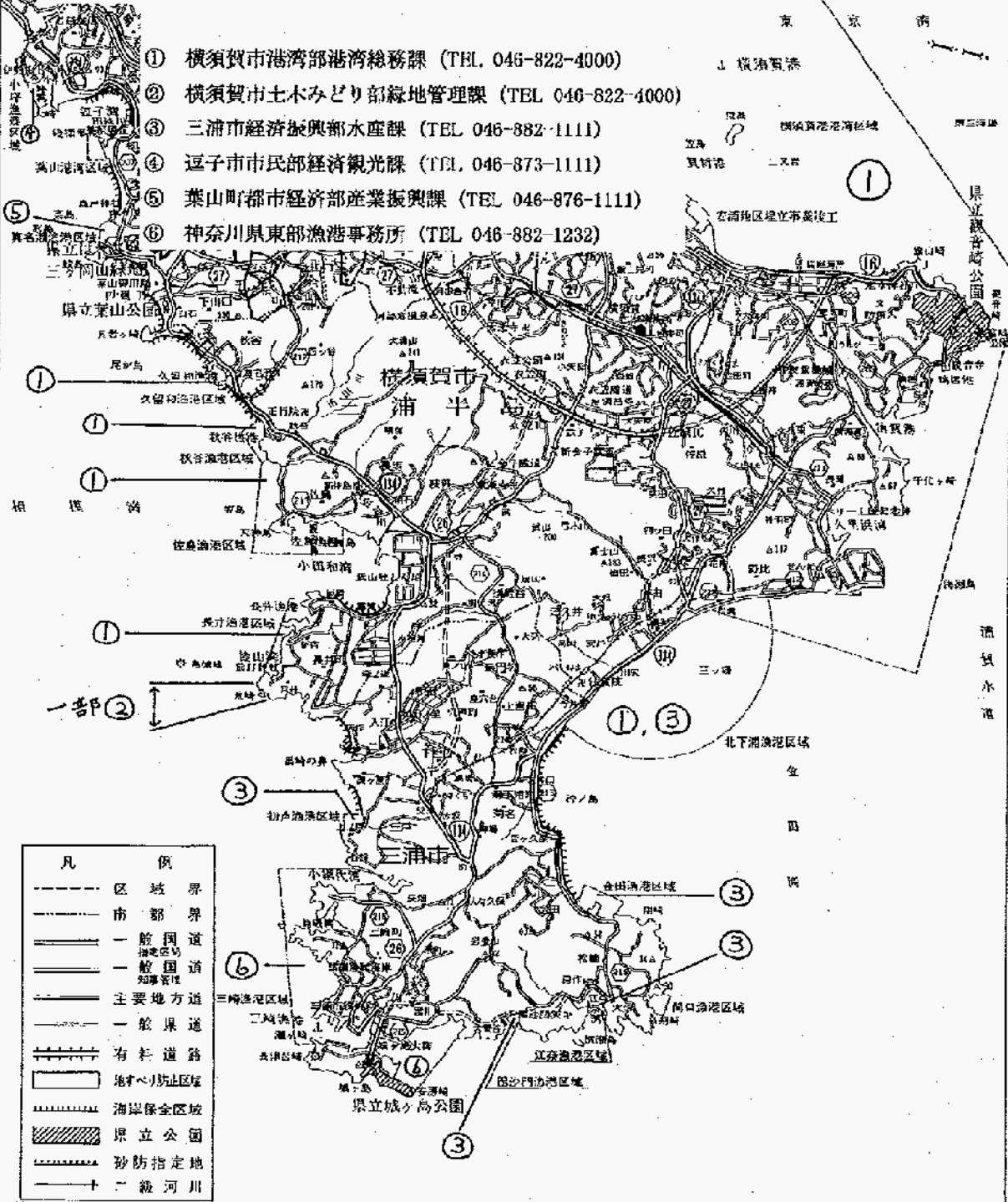
お問い合わせ・ご相談は	神奈川県横須賀土木事務所 許認可指導課
	〒238-0022 神奈川県横須賀市公郷町1-56-5
	TEL (046)853-8800(代表) FAX (046)853-7443

※ 5～9月は、海の家設置時期と重なりますので、あらかじめ海の家所属の海岸組合等と調整するなど、利用にあたっては特にご注意ください。

神奈川県横須賀土木事務所管内図

平成十年四月

- 横須賀市、逗子市、三浦市及び葉山町のうち、①～⑥を除く部分の海岸が横須賀土木事務所所管となります。①～⑥の部分で海岸を使用する場合は、各所管機関へご確認ください。
- なお、横須賀土木事務所管内であっても、葉山町内で海岸を使用する場合は、葉山町都市経済部産業振興課 (TEL 046-876-1111 FAX 046-876-1717) 葉山警察署 (TEL 046-876-0110) へは事前にご連絡ください。
※一色海岸 (小磯の鼻) の場合は葉山御用邸 (TEL 046-875-2032) にも事前にご連絡ください。



- ① 横須賀市港湾部港湾総務課 (TEL. 046-822-4000)
- ② 横須賀市土木みどり部緑地管理課 (TEL 046-822-4000)
- ③ 三浦市経済振興部水産課 (TEL 046-882-1111)
- ④ 逗子市市民部経済観光課 (TEL 046-873-1111)
- ⑤ 葉山町都市経済部産業振興課 (TEL 046-876-1111)
- ⑥ 神奈川県東部漁港事務所 (TEL 046-882-1232)

凡 例	
---	区域界
---	市界
—	一般国道
—	一般国道 知事管理
—	主要地方道
—	一般県道
—	有料道路
▭	地すべり防止区域
▨	海岸保全区域
▩	県立公園
—	砂防指定地
—	二級河川

この地図は、建設省国土院院長の承認を得て、図形著作権の五十分の一の複製権を行使しました。(測量法第22条) 更に並べて複製使用を認許 (平十関使第一〇号)

横須賀土木事務所



中央地図株式会社
横浜市中区太田町2-22 TEL 045-201-2715